集会所建設費等補助事業　補助金交付までの流れ

	申請団体の手続き	市の手続き
前年度	**②希望調査回答（9月末まで）** 翌年に集会所整備補助を希望するか 提出資料：計画書（市様式）、写真、位置図 平面図、配置図、見積書、議事録	**①翌年度実施希望調査開始（7～8月）** **③翌年度実施施設の決定（3月～翌4月）**
事業実施年度	**④見積・図面の提出（変更確認）** 事前に提出した資料に変更がある場合は、最新版の資料を提出してください。	**⑤見積・図面の審査（約1か月）** 市内部で建築技師等が見積・図面が適正化を審査します。
	⑦「補助金等交付申請書」の提出 添付書類とともに、地域共創課または管轄の支所等に提出してください。	**⑥「補助金等交付申請書」様式送付**
	⑨施工業者と契約 申請書の通知を受け取ってから契約してください。	**⑧「決定指令書」の送付** 補助金の交付決定に伴う書類及び工事終了後の提出書類を送付いたします。
	⑩工事着工	
	⑪「補助事業等実績報告書」の提出 添付書類とともに、地域共創課または管轄の支所等に提出してください。	**⑫工事内容の検査・現地調査** 当初の計画と工事内容が一致しているか確認させていただきます。 工事内容によっては、現地調査を実施しないこともあります。
	⑭施工業者へ支払い ※申請団体において、補助金受領前に支払いが困難な場合は地域共創課へ事前にお知らせください。	**⑬「確定指令書」の送付** 補助金の交付確定に伴う書類及び補助金請求の提出書類を送付いたします。
	⑮「補助金等交付請求書」の提出 添付書類とともに、地域共創課または管轄の支所等に提出してください。	**⑯補助金の交付** 指定の口座に振り込みをさせていただきます。入金に伴う通知等はしませんので、通帳記帳によりご確認ください。